

◎地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十三条〔略〕</p> <p>② 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、<u>第七十三条第一項の議会の同意を得て選任された普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長若しくはこれに準ずる普通地方公共団体の長の補助機関である職員、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。</u></p> <p>③〔略〕</p> <p>第八十六条 選挙権を有する者（第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の総合区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その</p>	<p>第十三条〔略〕</p> <p>② 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。</p> <p>③〔略〕</p> <p>第八十六条 選挙権を有する者（第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この項において「指定都市」という。）の総合区長については当該総合区の区域内において選挙権を有する者、指定都市の区又は総合区の選挙管理委員については当該区又は総合区の区域内において選挙権を有する者、道の方面公安委員会の委員については当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その</p>

総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、第七十三条第一項の議会の同意を得て選任された普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長若しくはこれに準ずる普通地方公共団体の長の補助機関である職員、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②④ 〔略〕

第八十八条 第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長、第七十三条第一項の議会の同意を得て選任された普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長若しくはこれに準ずる普通地方公共団体の長の補助機関である職員又は第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十六条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これをすることができない。

② 〔略〕

総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②④ 〔略〕

第八十八条 第八十六条第一項の規定による副知事若しくは副市町村長又は第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の解職の請求は、その就職の日から一年間及び第八十六条第三項の規定による議会の議決の日から一年間は、これをすることができない。

② 〔略〕

第四百十一条 普通地方公共団体の長は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

〔同上〕

② 普通地方公共団体の長は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。

第四百十二条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人(当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

〔同上〕

第四百九条 普通地方公共団体の長の事務の引継ぎに関する規定は、政令でこれを定める。

〔同上〕

② 前項の政令には、正当の理由がなくて事務の引継ぎを拒んだ者に対し、十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

第六十四条 公職選挙法第十一条第一項又は第十一条の二の規定に該当する者は、副知事又は副市町村長となることができない。

〔同上〕

② 副知事又は副市町村長は、公職選挙法第十一条第一項の規定に該当するに至つたときは、その職を失う。

第六十五条 普通地方公共団体の長の職務を代理する副知事又は副市町村長は、退職しようとするときは、その退職しようとする日

〔同上〕

前二十日まで、当該普通地方公共団体の議会の議長に申し出なければならぬ。ただし、議会の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

② 前項に規定する場合を除くほか、副知事又は副市町村長は、その退職しようとする日前二十日まで、当該普通地方公共団体の長に申し出なければならぬ。ただし、当該普通地方公共団体の長の承認を得たときは、その期日前に退職することができる。

第百六十六条 副知事及び副市町村長は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

② 〔略〕

③ 普通地方公共団体の長は、副知事又は副市町村長が前項において準用する第百四十二条の規定に該当するときは、これを解職しなければならぬ。

第百七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

② 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

③ 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

④ 第一項の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の

〔同上〕

〔同上〕

保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

第七十三條 普通地方公共団体は、条例で、前条第一項の職員のうち、当該普通地方公共団体の長直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員について、当該普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任することとすることができる。

② 前項の議会の同意を得て選任される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の補助機関である職員の任期は、四年とする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

③ 第七十一條、第七十二條、第七十九條、第七十四條、第七十五條並びに第七十六條第一項及び第三項の規定は、第一項の議会の同意を得て選任される普通地方公共団体の長直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の補助機関である職員について準用する。

④ 第一項の議会の同意を得て選任される普通地方公共団体の長直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の補助機関である職員については、前条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

第七十九條 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第七十三

第七十三條 削除

第七十九條 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第七十三

条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決してないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意、第百七十三条第一項の普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる普通地方公共団体の長の補助機関である職員の選任の同意及び第百五十二条の二十の二第四項の規定による第百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

②～④ [略]

第二百五十六条 市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、副市町村長、第百七十三条第一項の議会の同意を得て選任された普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長若しくはこれに準ずる普通地方公共団体の長の補助機関である職員、指定都市の総合区長、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法

条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決してないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第百五十二条の二十の二第四項の規定による第百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

②～④ [略]

第二百五十六条 市町村の境界に関する裁定若しくは決定又は市町村の境界の確定、普通地方公共団体における直接請求の署名簿の署名、直接請求に基づく議会の解散又は議員若しくは長の解職の投票及び副知事、副市町村長、指定都市の総合区長、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の議決、議会において行う選挙若しくは決定又は再議決若しくは再選挙、選挙管理委員会において行う資格の決定その他この法律に基づく住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。

律に基づく住民の賛否の投票に関する効力は、この法律に定める争訟の提起期間及び管轄裁判所に関する規定によることによつてのみこれを争うことができる。